

大谷中学校 生徒心得・学校生活のきまり

令和4年度 大谷中学校生徒指導部

自立・自律した生活習慣を身につける
学校は学ぶところ
学校は心や身体を鍛えるところ
学校は協力し合うところ

*法令や心得、決まりを守りましょう。社会の形成者として必要な力を養うために必要なものです。

生徒心得

この心得は、学校生活をより楽しいものにし、良き社会人になるために必要なことです。みんなで協力し合って、しっかり守れるようにしましょう。

1 日課

- (1) 8：20には教室へ入ることができるように登校すること。
→8：25までに着席できていなければ遅刻になります。
- (2) 8：25には清掃がある時は着替えを済ませ、朝読書が始められるように準備をすること。
- (3) 朝礼がある場合には、8：25には朝礼が始められるように整列を完了させること。
※ 8：15～8：25まで職員室入室禁止
- (4) 休み時間は、次の授業の準備・移動の時間である。始業時刻に授業が始められるよう、休み時間のうちに授業の準備やトイレを済ませること。
- (5) 給食の準備の時間は、休み時間ではない。手洗い等を済ませ、12：50までには着席すること。
- (6) 給食終了時刻（13：15）までは、教室から出ないこと。
- (7) 欠席・遅刻・早退・欠課・見学等の場合には、保護者に生徒手帳へ記入してもらい、先生に届け出ること。
- (8) 生徒完全下校時間は原則として16：45とする。用がない生徒は速やかに下校する。ただし、部活動があり、顧問がいるときは活動を延長する場合がある。

3月 ～ 9月	16：45完全下校（延長18：15まで）
10月	16：45完全下校（延長17：45まで）
11月 ～ 1月	16：45完全下校（延長17：00まで）
2月	16：45完全下校（延長17：30まで）
- (9) チャイム前行動を意識し、自分で先を読んだ行動を心がける。
- (10) 落ち着いた生活を送る。
- (11) 授業、清掃、係や当番の活動など、いろいろな活動に積極的に取り組む。

2 職員室の出入り

- (1) 身だしなみを整えてから入室する。
 - マフラー・手袋などは外す。コート類は脱ぐ。
 - 荷物は邪魔にならないように廊下に置く。
 - 服装の乱れをなおす。
- (2) ノックをして「失礼します」と言ってから入室する。
- (3) 大勢の人が同じ用件の時は、代表者1，2名が入室し、残りの人は廊下で待つ。
- (4) テスト期間や学期末は職員室入室制限があります。入り口に入ってすぐのところで、用事のある先生に声をかける。

- (5) 職員室から物を借りるとき、持っていく時には、周囲の先生に断ってから持っていく。(鍵を借りるときは貸出簿に記入する)
- (6) 用が済んだら「失礼しました」と言って退室し、扉をしめる。

3 礼儀

- (1) 先生や友達、来校者に気持ち良く挨拶をする。
- (2) お互いに人格を尊重して、明るい心で応対し、礼儀正しくする。
- (3) 他人の心を傷つけるような言動はしない。
- (4) 美しい言葉遣いを心がける。
- (5) 他人を思いやって行動する。

4 所持品

- (1) 自分の持ち物には記名する。
- (2) 整理整頓を心がけ、机の中やロッカーの中をきれいにする。

5 その他

- (1) 公共物を大切に扱う。
- (2) 健康や安全に気を配る。

学校生活のきまり

このきまりは、学校での学習をより充実させ、安心安全で、より良い活動を行うために作られたものです。しっかり守れるようにしましょう。

1 服装

○ 男子服装

- (1) 冬服の上衣は黒の学校指定の標準服（以下標準服）で、左えりにえり章（校章）、カラーをつける。ボタンは校章の入ったボタンとする。
- (2) ズボンは年間を通して黒の学生ズボンを用いる。
- (3) ベルトは必ず締め、色は、黒・紺・茶系統とする。
- (4) 頭髪は目・耳・えりにかからないようにする。（ピンは使わない）

○ 女子服装

- (1) 上衣・スカート・ズボンは学校指定の標準服とする（ベルトは無くてもよい）。校章は名札の内側隣につける。
- (2) タイ、タイ留めをつける（白・紺）。
- (3) 頭髪は目にかからず、肩までの長さとし、それ以上伸びたら束ねるなどする。
- (4) 髪を結ぶものは丸ゴムとし、色は黒・紺・茶系統とする。ピン止めの色は黒とする。
- (5) 防寒のために、標準服がスカートのときはタイツ（黒、肌色）を着用することができる。

華美でないものを原則とし、自分だけ目立ちたい、自分だけは良いだろうという考え方をしない。

○ 男女共通項目

- (1) 夏服、冬服とも、授業では標準服を着用することを原則とする。ただし、教科によって、体育着（ジャージ）を指定する場合がある。
体育着（ジャージ）を認める教科：保健体育、技術・家庭、美術（理科・国語・音楽は一部）

体育着(ジャージ)を認める教科に挟まれた授業(朝清掃)は体育着(ジャージ)での授業参加を認めることがある。ただし、1時間限定とする。その場合も担当の先生の許可を得る。帰りの会は6時間目の服装で行う。

- (2) 登下校時は標準服とする。(気候に合わせて、学ランを脱ぐことは可。ただし、標準服を持ってくる・持って帰ることを忘れない。)ただし、部活動、学校行事(体育祭など)で指示のあった場合は、体育着(ジャージ)でもよい。
- (3) 体育着(ジャージ)は学校指定のものを着用する。
- (4) 部活動の服装(ユニフォーム、Tシャツ、トレーナー、アンダーシャツなど)は、部活動の時間帯に限り着用してもよい。
- (5) セーター・ベスト・トレーナーは無地のもの(ワンポイント可)で、色は黒・紺・茶・白・灰色とし、これらのものはジャージや標準服の下に着用すること。(ハイネック、カーディガンは禁止)
- (6) 登下校時のコートは、学生コート、Pコート、ダッフルコート、ベンチコート(膝丈くらい)で、色は黒・紺・灰色・茶とする。コートの代わりとして、部活動で購入したウィンドブレーカー等を着用してもよい。(ジャージの代用は不可)
- (7) ワイシャツは白とする。
- (8) インナーは、体育着または無地(白、紺、黒、灰色)のシャツ(ワンポイント可)とする。ハイネックのものは着用しない。
- (9) 靴下の色は、黒・紺・茶・白・灰色とする。
- (10) 標準服のときに名札は胸のポケットの位置に常時着用する。
- (11) 上履きは学校で指定された学年色のものを使用し、かかとを踏み潰さない、靴ひもを結ぶ。名前をかかとに記入する。
- (12) 通学靴は運動ができる運動靴とする。(ハイカットは安全上認めない)
- (13) 清掃時の服装は体育着、またはジャージとする。
- (14) 清潔感のある髪型にし、髪を染めることはしない。
- (15) 整髪料は使用しない。
- (16) アクセサリー類(ネックレス、ピアス等)は着用しない。マニキュア等も認めない。
- (17) 全校集会、儀式等の際は標準服の着用を原則とする。衣替えは6月・10月頃とし、その前後2週間程度を移行期間とする。

2 校内生活

○ 生活全般について

- (1) 携帯電話やゲーム機、音楽プレーヤー、あめ、ガム等、不要な金品、トランプやカード類など(自作類を含む)、学校生活に関係のないものは、持ち込みを禁止する。返却は保護者に返すものとする。

○ 校舎内での過ごし方について

- (1) 廊下や教室などで、走ったり、ふざけたり、騒いだりしない(雨天時は床が滑りやすいので、特に気を付けて行動する)。
- (2) ベランダは原則的に使用を禁止する。
- (3) 授業や委員会等、担当の先生に認められている場合を除き、他の教室に出入りしない(特別教室含む)。また、他学年のフロアにも入らない。(移動は、他学年フロアを通らないようにすること)

○ **中庭の使用について**

- (1) 部活動や委員会活動などにおいて、教員の指導の下で使用する。
- (2) 中庭に出るときは、外履きに履き替えてから出ること。

○ **休み時間の過ごし方**

- (1) 次の授業の準備にあて、移動教室などに遅れないよう移動する。
- (2) 昼休みは、校庭に出て球技をするなどしてもよいが、予鈴が鳴ったら終了し、13時40分の授業開始には、準備を整えて席に着く。また、校舎の中でボールを使わないこと。

3 所持品

- (1) 授業等に必要のない金品・物は持ってきてはいけない。部費・集金などでお金を持って来るときは、朝のうちに手渡す。また、必要があって金品を持参した場合は、朝のうちに担任に預ける。
- (2) 他人のものを無断で使わない（原則貸し借りはしない）。
- (3) 水筒は1年間を通じて持参できる。中身はお茶、水、スポーツドリンクとする。ペットボトルはボトルホルダーに入れている場合のみ可とする。飲んでよい時間帯は、休み時間中、保健体育等で指示がある場合、部活動中のみとする。
- (4) バッグは指定しない。他人の名札をつけたり、3つ以上のキーホルダーやぬいぐるみなどをつけたりしない。
- (5) 自分の名札を他人に渡さない。他人の名札をもらったり、預かったりしない。

4 その他

- ・休日や再登校の場合でも、自転車での登校は認めない。また、登校する時は標準服または体育着（ジャージ）とする。

その他、わからないことについては先生に確認し、
各自で勝手に判断しないようにしましょう。